

2 - 6 社団法人青森県水産振興会

1 法人の概要

(平成 18 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	会長 植村 正治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課
設立年月日	昭和 32 年 10 月 19 日	基本財産	24,270 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	12,000 千円	49.4%
	八戸市	3,000 千円	12.4%
	青森市	1,500 千円	6.2%
	(株)八戸魚市場	750 千円	3.1%
	むつ市	500 千円	2.1%
	八戸みなと漁業協同組合	470 千円	1.9%
	外ヶ浜町	410 千円	1.7%
	青森県漁業協同組合連合会	300 千円	1.2%
	青森県信用漁業協同組合連合会	300 千円	1.2%
	青森県漁港漁場協会	250 千円	1.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	16名	名
	監事	3名	名
	職員	名	名
業務内容	水産要覧の作成、水産に関する功労者の選考および表彰 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申等		
経営状況 (平成 17 年度)	当期収入 6,166 千円 当期支出 6,171 千円 (うち事業費 3,747 千円) 当期収支差額 5 千円	(その他参考) 県からの補助金 593 千円	

2 沿革

本県水産業の総合的な発展を図るために、「北洋漁業振興会」を発展的に解消し、青森県水産業関係者の社会的・経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資する団体として昭和 32 年 10 月 19 日に青森県水産振興会が設立された。

当法人は、上記の目的を達成するため、定款上、次の事業を行うこととされている。

ア 水産に関する国内・国際問題の調査・研究及び対策樹立

イ 県、国その他に対する陳情、請願又は意見具申

- ウ 水産に関する講習及び講話会の開催
- エ 水産に関する広報宣伝
- オ 会員相互の親睦及び情報の交換
- カ 水産に関する発明・発見の顕彰及び功労者の表彰
- キ その他当法人の目的を達するために必要な事業

3 課題と点検評価

(1) 役割

平成17年度包括外部監査結果報告書では、県が当法人に交付している水産振興会補助金について、「当補助金は昭和35年度より継続的に支出されてきたものである。形式的には単年度補助になっているが、事実上長期間にわたり継続的に支出されてきた。過去はともかく平成16年度の同振興会の状況は、事業費合計で290万円と僅少であり、管理費についても310万円のうち200万円は青森県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）への事務委託費である。私見では、このような団体に対して補助を継続することよりも、団体の存在意義を再検討し、県本体で実施できる事業であれば、そうした方が効率的である。事実、『青森県水産要覧』に記載されたデータの出所は青森県である。同団体には県も含めて出資した基本財産2千万円が眠っており、存廃を含めた議論が必要と考える。」との意見が出されている。

そこで、当委員会では、この意見を踏まえ、当法人の存在意義の有無の検討に重点を置き、点検評価を行ったものである。

当法人の近年の活動内容を確認したところ、当法人が主体的に実施している事業は、青森県水産要覧の作成（前記のエの事業）と青森県水産賞の授与（前記のカの事業）の2つだけであり、これら以外の事業は、すべて他団体が行う事業への協賛等（前記のキの事業）であった。

青森県水産要覧の作成については、平成17年度包括外部監査結果報告書において指摘されているとおり、そのデータはすべて県から提供されていることを確認したところであり、毎年度県が作成し、県のホームページに掲載している「農林水産業の動向」と同じような情報が掲載されていることを考慮すると、県から補助金の交付を受けて当法人が青森県水産要覧の作成を行うことにどの程度の意義があるのか疑問を持ったところである。他団体への協賛等については、そのほとんどが1団体当たり1～5万円の零細な支援となっており、その必要性について疑問を持たざるを得ない。

また、当法人は、県、沿岸市町村及び水産関係団体で構成される県内唯一の団体であることから、水産振興のための総合的な調整を行うという役割も期待されているところであるが、これについての明確な活動内容は確認できなかったところである。

(2) 経営状況

当法人が実施する事業の経費は、基本財産2,427万円の運用収入、市町村及び水産関係団体からの会費収入、県からの補助金、青森県漁業環境保全振興協会からの助成金により賄われている。

会費収入については、市町村合併や魚価の低迷、水揚げ不振等により年々減少しているほか、県の補助金も逡減している。その一方で、青森県漁業環境保全振興協会からの助成金が増加しており、会費収入と県補助金の減少を補っていることが確認されたところである。

当法人は、支出に占める管理費の割合が高いことから、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「管理費の削減に努めること」を提言されていたところであり、当法人においても支出に占める管理費の割合を50%以下にすることを目標としていたところであるが、平成17年度に管理費を大幅に削減し、目標を達成している。

管理費が大幅に減少した理由は、県漁連に対する業務処理に係る委託料を200万円から100万円に減額したことである。

(3) 業務執行状況

当法人には常勤の役員がおらず、また職員も配置されていない。そのため、当法人と県漁連との業務委託契約に基づき県漁連の職員2名が当法人の業務を行っている。

当法人からは、事業にできるだけ多くの予算を配分するため、常勤の役員及び職員を配置していないとの説明があったが、当委員会としては、「青森県水産業関係者の社会的・経済的地位の向上を図り、内外水産資源の培養、開発及び水産業経営の安定並びに水産関連産業の振興に資する」という目的を掲げる法人がその目的の達成に必要と考えられる常勤の役員及び職員を一人も置いていないことについて強い疑問を持ったところである。

確かに、当法人の予算規模が600万円程度であることを考慮すると、常勤の役員及び職員を配置することは困難である。そしてまた、その予算規模では、当法人の目的の達成に必要な事業を行うことも難しいであろう。

このように、現在の当法人は、限られたごくわずかな財源の中で、常勤の役員及び職員を必要としない、効果の低い事業を実施しているに過ぎず、当法人の存在意義は極めて小さいと言わざるを得ない。当委員会としては当法人を廃止するべきであると考えている。

4 当法人に対する提言

当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 当法人の廃止の検討

当法人の存在意義は極めて小さいことから廃止を検討すること。

最後に、当法人は結論を先延ばしすることなく、提言について早急に検討を行うことを望むものである。また、県所管課においても、当法人に対して適切な対応を行うことを期待する。